

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況

令和5年10月4日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

全世代型社会保障構築会議報告書に記載された以下の項目について、取組状況の報告を行う。

➤ 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- ・ 勤労者皆保険の実現に向けた取組
- ・ 労働市場や雇用の在り方の見直し

➤ 医療・介護制度の改革

- ・ 更なる医療制度改革
- ・ 医療・介護等DXの推進
- ・ 介護職員の働く環境の改善
- ・ 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

➤ 地域共生社会の実現

- ・ 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出
- ・ 住まいの確保

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

働き方に中立的な社会保障制度等の構築

勤労者皆保険の実現に向けた取組

【昨年末からの進捗】

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、勤労者皆保険の実現に向けた取組に記載の各項目も含め、本年5月30日の年金部会において現行制度や関連データについてお示しし、来年末の結論に向けて議論している。具体的には、企業規模要件や非適用業種等について議論が行われた。

【今後の方向性】

- 全世代型社会保障構築会議報告書において、例えば「短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など)」については「早急の実現を図るべき」と、「常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消」についてはその「解消を早急を図るべき」とされたこと等を踏まえ、来年末の結論に向けて、引き続き年金部会において検討を進めていく。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

働き方に中立的な社会保障制度等の構築

労働市場や雇用の在り方の見直し

【昨年末からの進捗】

- 同一労働同一賃金については、労働者・企業に対して、「同一労働同一賃金ガイドライン」を含めたパートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況に関する実態調査を実施している。
- 「無期転換ルール」については、その実効性を更に高めるため、無期転換申込権が発生する契約更新時に、無期転換申込み機会等を明示することとする省令改正等を行った。
- そのほか、本年5月に、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、を柱とする「三位一体の労働市場改革の指針」を取りまとめた。

【今後の方向性】

- 同一労働同一賃金については、働き方改革関連法における施行後5年後見直しの規定に基づき、調査結果も踏まえながら、施行後の実態を把握・分析した上で見直し内容を検討していく。
- 「無期転換ルール」については、来年4月の省令改正等の施行に向けて、都道府県労働局や労働基準監督署から、リーフレット等を活用した周知・広報を行うこととしている。
- 「三位一体の労働市場改革の指針」に記載の各項目については、例えば、デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数を、2025年度末までに300講座以上に拡大するなど、三位一体の労働市場改革として必要な対応を着実に進めていく。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

医療・介護制度の改革

更なる医療制度改革

【昨年末からの進捗】

- かかりつけ医機能の制度整備については、本年5月に改正医療法が成立したところであり、加えて、国民・患者へのかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等のあり方の検討を統括する場を設けるなど、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討を開始した。
- 地域医療構想については、本年3月に、改正告示・通知を発出し、都道府県に対して、PDCAサイクルを通じて地域医療構想を進めることを求めている。

【今後の方向性】

- かかりつけ医機能の制度整備については、今後、検討会等において、令和7年4月の制度施行に向けた具体的な議論を行う。
- 地域医療構想については、上記の対応状況に関して、年内を目途に都道府県から国に報告を求め、必要な助言等を行う。
また、構想区域ごとの効果的な事例（内容、検討プロセス等）を示し、都道府県に更なる取組を促す。
2026（令和8）年度以降の地域医療構想の取組について、今後、中長期的課題を整理して検討していく。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

医療・介護制度の改革

医療・介護等DXの推進

【昨年末からの進捗】

- 医療DXについては、本年6月に、医療・介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）の構築等の内容を盛り込んだ「医療DXの推進に関する工程表」を策定した。
- 介護DXについては、被保険者、介護事業者その他の関係者が介護情報等を電子的に共有・活用する介護情報基盤の整備に関して、必要な情報の選定・標準化等について検討するため、介護情報利活用ワーキンググループにおいて議論を行ってきたところ。また、当該介護情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける改正介護保険法が、本年5月に成立した。

【今後の方向性】

- 医療DXについては、全国医療情報プラットフォームの構築に向けて、2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、オンライン資格確認等システムを拡充して電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大するなど、当該工程表に沿って取組を進める。
- 介護DXについては、2023年度中に共有すべき情報の検討や、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行うなど、当該工程表に沿って取組を進める。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

医療・介護制度の改革

介護職員の働く環境の改善

【昨年末からの進捗】

- ・ 介護職員の勤務環境の改善に向けて、介護サービス事業者の経営改善・生産性向上等の総合的な取組を推進するため、令和4年12月に「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を策定。具体的な取組として、介護現場革新のワンストップ窓口の設置、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICT機器の導入支援、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」（令和5年8月）等を実施。
- ・ また、介護サービス事業者の生産性向上の取組を進めるため、令和5年介護保険法改正により、都道府県に対し、介護事業所・施設の生産性向上に資する取組が促進されるよう努める旨の努力義務規定が新設された。

【今後の方向性】

- ・ 介護現場の生産性向上等の取組を通じて介護職員の勤務環境を改善し、ケアの質の向上を図るため、引き続き介護ロボット・ICT機器等の活用を推進するほか、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化や経営の見える化に向けた取組を一層進めていく。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

医療・介護制度の改革

次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

【昨年末からの進捗】

- 骨太の方針2023において「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る※」こととされた。

※「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。

【今後の方向性】

- 骨太の方針2023を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行っており、年末までに結論を得る。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

地域共生社会の実現

一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出

【昨年末からの進捗】

- 重層的支援体制整備事業については、各般の取組を行い、当該事業を実施している市町村数が令和4年度の134から令和5年度は189に増加した。
- 社会保障教育の推進については、有識者検討会において、教材の内容の充実や効果的な周知の方策についての報告書がまとめられた。
これを受け、指導者用マニュアル等のリーフレットを作成し、関係学会や研修会を通じて、教育関係者への周知を実施している。

【今後の方向性】

- 重層的支援体制整備事業については、当該実施を希望する市町村が適切に実施できるように努める。
また、令和6年度に、令和2年改正法附則で定められた施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行う。
- 社会保障教育の推進については、10月以降、有識者検討会を開催し、地域共生社会と社会保障の関わりに関する教材開発等を行うこととしている。
令和6年度以降も、若い世代が、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするため、教材の内容の充実、周知等に取り組み、社会保障教育の一層の推進を図る。

全世代型社会保障構築会議報告書に関する取組状況の報告

地域共生社会の実現

住まいの確保

【昨年末からの進捗】

- 厚生労働省では「住まい支援システム」構築に関する調査研究を令和4年度は5市で実施し、令和5年度は10市に拡大して、課題の分析等を行っている。
本年7月から「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（事務局：国土交通省、厚生労働省、法務省）を開催しており、第4回検討会（9月21日）では中間とりまとめ素案の議論を行った。
9月22日からは、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始した。

【今後の方向性】

- 今後、上記中間とりまとめ素案や社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の議論を踏まえ、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や居住支援機能等の強化を図るため、総合的な相談支援、入居前から入居中・退去時（死亡時）の支援、地域資源開発・環境整備の推進方策について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な関連制度の見直しを実施予定。

【参考資料】 各項目に係る昨年末からの進捗と今後の方向性

(参考) 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

勤労者皆保険の実現に向けた取組

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|---------------------------------|---|---|
| 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など) | <ul style="list-style-type: none"> 第4回社会保障審議会年金部会(令和5年5月30日)において現行制度や関連データについてお示しし、来年末の結論に向けて議論している。 | <ul style="list-style-type: none"> 全世代型社会保障構築会議報告書において、「早急に実現を図るべき」とされたことを踏まえ、来年末の結論に向けて、引き続き年金部会において検討を進める。 |
| 個人事業所の非適用業種の解消 | <ul style="list-style-type: none"> 第4回社会保障審議会年金部会(令和5年5月30日)において現行制度や関連データについてお示しし、来年末の結論に向けて議論している。 | <ul style="list-style-type: none"> 全世代型社会保障構築会議報告書において、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種についてはその「解消を早急を図るべき」、常時5人未満を使用する個人事業所については「被用者保険の適用を図る道筋を検討すべき」とされたことを踏まえ、来年末の結論に向けて、引き続き年金部会において検討を進める。 |
| 週所定労働時間20時間未満の労働者 | <ul style="list-style-type: none"> 第4回社会保障審議会年金部会(令和5年5月30日)において現行制度や関連データについてお示しし、来年末の結論に向けて議論している。 | <ul style="list-style-type: none"> 全世代型社会保障構築会議報告書において、「具体的な方策について、・・・着実に検討を進めるべき」とされたことを踏まえ、来年末の結論に向けて、引き続き年金部会において検討を進める。 |
| フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 第4回社会保障審議会年金部会(令和5年5月30日)において現行制度や関連データについてお示しし、来年末の結論に向けて議論している。 | <ul style="list-style-type: none"> 全世代型社会保障構築会議報告書において、「検討を深めるべき」とされたことを踏まえ、来年末の結論に向けて、引き続き検討を進める。 |

(参考) 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

労働市場や雇用の在り方の見直し

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|-------------------------------|---|--|
| 「同一労働同一賃金ガイドライン」等の効果検証・必要な見直し | ・労働者・企業に対して、「同一労働同一賃金ガイドライン」を含めたパートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況に関する実態調査を実施している。 | ・働き方改革関連法における施行後5年後見直しの規定に基づき、調査結果も踏まえながら、施行後の実態を把握・分析した上で見直し内容を検討していく。 |
| 「無期転換ルール」の実効性を更に高めるための見直し | ・無期転換申込権が発生する契約更新時に、無期転換申込み機会等を明示することとする省令改正等を行った（令和5年3月公布、令和6年4月施行）。 | ・来年4月の省令改正等の施行に向けて、都道府県労働局や労働基準監督署から、リーフレット等を活用した周知・広報を行うこととしている。 |
| 「多様な正社員」の拡充に向けた普及・促進策 | ・好事例の収集・周知やセミナーの開催、社会保険労務士等による導入支援等を実施。 | ・引き続き、好事例の収集・周知やセミナーの開催、社会保険労務士等による導入支援等を実施するとともに、企業が自らの雇用管理上の課題を分析・把握し、ステップを踏んで「多様な正社員」制度等を選択・導入することを可能とするための取組を検討する。 |

(参考) 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

労働市場や雇用の在り方の見直し

| 項目 | 昨年未からの進捗 | 今後の方向性 |
|--|--|---|
| 非正規雇用労働者の待遇改善や経験者採用(中途採用)に関する取組状況について、企業による非財務情報の開示対象とすることも含めた、企業の取組の促進策 | <ul style="list-style-type: none">・非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組について、情報開示を行っている企業の事例を収集、整理中。 | <ul style="list-style-type: none">・収集、整理した事例を好事例として横展開するなどの取組を通じ、待遇改善の取組を促していく。 |
| 「労働移動円滑化に向けた指針」の策定をはじめ、「構造的な賃上げ」につながる支援の着実な実行 | <ul style="list-style-type: none">・第18回新しい資本主義実現会議（令和5年5月16日開催）において、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、を柱とする「三位一体の労働市場改革の指針」を取りまとめた。 | <ul style="list-style-type: none">・「三位一体の労働市場改革の指針」に記載の各項目については、例えば、デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数を、2025年度末までに300講座以上に拡大するなど、三位一体の労働市場改革として必要な対応を着実に進めていく。 |

(参考) 医療・介護制度の改革

更なる医療制度改革

| 項目 | 昨年未からの進捗 | 今後の方向性 |
|-------------------------|--|---|
| 後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し | <ul style="list-style-type: none">後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直しについては、本年5月に高齢者の医療の確保に関する法律等の改正法が成立した。 | <ul style="list-style-type: none">施行に向けて、引き続き必要な取組を進めていく。 |
| 被用者保険者間の格差是正(報酬調整の導入) | <ul style="list-style-type: none">被用者保険者間の格差是正については、本年5月に高齢者の医療の確保に関する法律等の改正法が成立した。 | <ul style="list-style-type: none">施行に向けて、引き続き必要な取組を進めていく。 |
| かかりつけ医機能を発揮するための制度整備 | <ul style="list-style-type: none">かかりつけ医機能の制度整備については、本年5月に改正医療法が成立した。 | <ul style="list-style-type: none">施行に向けて、引き続き必要な取組を進めていく。 |

(参考) 医療・介護制度改革

更なる医療制度改革

| 項目 | 昨年未からの進捗 | 今後の方向性 |
|--|---|--|
| 更なる医療制度改革 ・かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化 ・地域医療構想の実現に向けた更なる取組 ・診療報酬・薬価改定に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医機能の制度整備については、本年5月に改正医療法が成立したところであり、加えて、国民・患者へのかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等のあり方の検討を統括する場を設けるなど、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医機能の制度整備については、今後、検討会等において、2025（令和7）年4月の制度施行に向けた具体的な議論を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想については、本年3月に、改正告示・通知を発出し、都道府県に対して、PDCAサイクルを通じて地域医療構想を進めることを求めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応状況について年内を目途に都道府県から国に報告を求め、必要な助言等を行う。 ・構想区域ごとの効果的な事例（内容、検討プロセス等）を示し、都道府県に更なる取組を促す。 ・2026（令和8）年度以降の地域医療構想の取組について、今後、中長期的課題を整理して検討。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度薬価改定で、国民負担軽減の観点から市場実勢価格を踏まえた見直しを行うとともに、イノベーションの推進、物価高騰等への対応等を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・骨太の方針2023、医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書等も踏まえつつ、令和6年度診療報酬改定及び薬価改定に向けて、中医協等で議論を予定。 |

(参考) 医療・介護制度の改革

医療・介護等DXの推進

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|-------------|--|---|
| 医療・介護等DXの推進 | <ul style="list-style-type: none">・医療DXについては、本年6月に、医療・介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）の構築等の内容を盛り込んだ「医療DXの推進に関する工程表」を策定した。・介護DXについては、被保険者、介護事業者その他の関係者が介護情報等を電子的に共有・活用する介護情報基盤の整備に関して、必要な情報の選定・標準化等について検討するため、介護情報利活用ワーキンググループにおいて議論を行ってきたところ。また、当該介護情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける改正介護保険法が、本年5月に成立した。 | <ul style="list-style-type: none">・医療DXについては、全国医療情報プラットフォームの構築に向けて、2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、オンライン資格確認等システムを拡充して電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大するなど、当該工程表に沿って取組を進める。・介護DXについては、2023年度中に共有すべき情報の検討や、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行うなど、当該工程表に沿って取組を進める。 |

(参考) 医療・介護制度の改革

介護職員の働く環境の改善

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|--------------|--|---|
| 介護職員の働く環境の改善 | <ul style="list-style-type: none">介護職員の勤務環境の改善に向けて、介護サービス事業者の経営改善・生産性向上等の総合的な取組を推進するため、令和4年12月に「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を策定。具体的な取組として、介護現場革新のワンストップ窓口の設置、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICT機器の導入支援、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」（令和5年8月）等を実施。また、介護サービス事業者の生産性向上の取組を進めるため、令和5年介護保険法改正により、都道府県に対し、介護事業所・施設の生産性向上に資する取組が促進されるよう努める旨の努力義務規定が新設された。 | <ul style="list-style-type: none">介護現場の生産性向上等の取組を通じて介護職員の勤務環境を改善し、ケアの質の向上を図るため、引き続き介護ロボット・ICT機器等の活用を推進するほか、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化や経営の見える化に向けた取組を一層進めていく。 |

(参考) 医療・介護制度の改革

次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|----------------------|--|---|
| 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革 | <ul style="list-style-type: none">骨太の方針2023において「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る※」こととされた。 ※「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。 | <ul style="list-style-type: none">骨太の方針2023を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行っており、年末までに結論を得る。 |

(参考) 「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」の実現

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|---|---|---|
| 重層的支援体制整備事業の更なる促進 | <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業を実施している市町村数が令和4年度の134から令和5年度は189に増加。 | <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業実施を希望する市町村が適切に実施できるように努める。 また、令和6年度に、令和2年改正法附則で定められた施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行う。 |
| 多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度においても、重層事業実施市町村職員等を対象に、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応、包括的な支援体制の構築に必要な知識・技能等を習得するための研修事業を実施。 社会福祉士の活用状況等、実態を把握する調査研究事業を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 左記研修に加えて、重層事業未実施市町村を対象に、包括的支援体制を構築することの意義等を習得するための研修の実施について検討を行う。 左記調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う。 |
| 複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫(複数分野の資格の取得、学び直しや中高年の参加の促進も含む。)の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業として、全世代型社会保障の構築等に向けた諸課題に関する調査・研究事業において、①医療・介護・福祉の複数資格取得を目指すためのモデルカリキュラム作成等、②地域共生社会を支える人材の養成に関する研修等の開発に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度(以降)、①については、作成したモデルカリキュラムの横展開等を検討する。②については、モデル自治体において、開発した研修等の実施を検討する。 |
| 多様な主体による地域作りの推進のためのプラットフォームの構築支援 | <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業を実施している市町村数が令和4年度の134から令和5年度は189に増加。 | <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業実施を希望する市町村が適切に実施できるように努める。 また、令和6年度に、令和2年改正法附則で定められた施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行う。 |

(参考) 「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」の実現

| 項目 | 昨年末からの進捗 | 今後の方向性 |
|--|--|--|
| 地域における孤独・孤立対策の官民連携基盤の整備及び取組モデルの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業を実施している市町村数が令和4年度の134から令和5年度は189に増加。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制整備事業実施を希望する市町村が適切に実施できるように努める。 ・また、令和6年度に、令和2年改正法附則で定められた施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行う。 |
| 社会保障教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月、社会保障教育推進事業による有識者検討会において、高校教員へのヒアリング等を通じた実態把握を踏まえ、教材の内容の充実や効果的な周知の方策についての報告書がまとめられた。 ・これを受け、指導者用マニュアル等のリーフレットを作成し、関係学会や研修会を通じて、教育関係者への周知を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月以降、有識者検討会を開催し、地域共生社会と社会保障の関わりに関する教材開発等を行うこととしている。 ・令和6年度以降も、若い世代が、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするため、教材の内容の充実、周知等に取り組み、社会保障教育の一層の推進を図る。 |
| 生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、「住まい支援システム」構築に関する調査研究を令和4年度は5市で実施し、令和5年度は10市に拡大して、課題の分析等を行っている。 ・本年7月から「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」(事務局：国土交通省、厚生労働省、法務省)を開催しており、第4回検討会(9月21日)では中間とりまとめ素案の議論を行った。 ・9月22日からは、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後、左記中間とりまとめ素案や社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の議論を踏まえ、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や居住支援機能等の強化を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> ①総合的な相談支援 ②入居前から入居中、退去時(死亡時)の支援 ③地域資源開発・環境整備 の推進方策について検討し、結論を得る。 ・その結論を踏まえ、必要な関連制度の見直しを実施予定。 |